

5 地下水汚染の状況

1 目 的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 31 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため、測定を実施しました。同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

2 測定期間 : 令和元年 6 月～9 月 (概況調査、継続監視調査)

3 測定内容等

(1) 測定地点 (表－1 参照)

概況調査を 9 地点の井戸 (ローリング方式による調査 : 4 地点、定点方式による調査 : 5 地点)、継続調査を 2 地点の井戸で実施しました。

(2) 測定項目 (表－2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、ローリング方式による概況調査では全 29 項目、定点方式による概況調査では最大 26 項目を測定しました。

4 測定結果の概要

(1) 概況調査

① ローリング方式

4 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

② 定点方式

5 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を下回りました。

(2) 継続監視調査

2 地点で測定した結果、渡辺町でふっ素が 0.81mg/L と基準を超過しました。

表－１ 測 定 地 点

調査区分		測定地点
(1) 概況調査	① ローリング方式	久之浜町田之網
		平塩
		泉町滝尻
		錦町鈴鹿
	② 定点方式	小名浜字本町
		泉町下川
		泉町下川
		常磐藤原町
		遠野町滝
(2) 継続監視調査		泉町下川
		渡辺町上釜戸

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 3 継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に調査するものです。

表－２ 測 定 項 目

調査区分		測定項目
(1) 概況調査	① ローリング方式 (全 29 項目)	pH、カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン (計 29 項目)
	② 定点方式 (最大 26 項目)	
(2) 継続監視調査 (適宜)		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素 (計 2 項目)

- (注) 概況調査（定点方式）においては、表中の項目から対象事業場が使用しているものを選定して、また汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査においては、汚染の認められた項目及び汚染の可能性が高い項目を対象として、それぞれ測定しています。